

高知県立高知農業高等学校
不祥事防止委員会

令和7年度不祥事根絶のための校内ルール

私たち本校の教職員は、学校教育に従事する者として、常に法令を遵守し、責任を持って行動し、教育活動に専念しています。

しかし、全ての教職員が同じ意識を持っているとは限らず、一部の教職員による不祥事が発生するたびに、本県の教育並びに教育公務員に対する信頼が損なわれることは非常に遺憾です。本校の教職員は、お互いを信頼し合い、教育に取り組む集団でありたいと強く願っています。

そのために、校内ルールを作成し、全教職員が共通の認識を持って行動し、本校から不祥事が発生しないように努めることを確認します。

大切な生徒、学校、そして教職員を守るための最低限のルールを以下に記します。

- ・ 生徒の身体への接触は、安全確保等社会通念上認められるもの以外は行わない。
- ・ 生徒への指導及び相談等の対応には、複数名で対応し、原則として生徒と1対1の状況は作らない。やむを得ず1対1で行わなければならない場合は、場所と指導内容等を事前に管理職に伝える。
- ・ 教育目的外はもちろん、教育目的でも不必要な生徒の撮影や録画をしない。
- ・ 教育目的外で生徒に性に関することを話題にしたり、質問したりすることはしない。
- ・ 緊急時を除いて、管理職の許可がないまま生徒を自家用車に乗せない。
- ・ 生徒と電話、メール、SNS等による私的なやり取りはしない。やむを得ず、SNS等を用いる場合は、複数の目が入るようにする。
- ・ 生徒引率中に飲酒はしない。
- ・ 酒席会場には、原則として自家用車（自転車を含む）では参加しない。また、酒席での不適切な言動は厳に慎む。
- ・ 運転代行での帰宅予定者は、事前に幹事にその旨を伝えるとともに管理職に報告する。
- ・ 農畜産物等の販売による公金はもとより、生徒等から徴収した現金は速やかに納金し、手元には持たない。
- ・ 保護者から徴収する現金は、その必要性を精査のうえ、最小限度額とする。